

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境変化に迅速に対応し得る経営管理体制と公正な経営システムの構築を重要施策と位置付けております。
この基本方針に基づき、当社では取締役会・常務会の活性化と監査役制度の強化を図り、コンプライアンスを重視した経営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 虎彦	2,456,655	8.65
双葉企画有限会社	2,061,950	7.26
ラム商事有限会社	1,703,520	6.00
レオン自動機取引先持株会	1,702,000	5.99
株式会社足利銀行	1,260,300	4.44
レオン自動機従業員持株会	1,145,597	4.03
株式会社みずほ銀行	786,324	2.77
株式会社栃木銀行	680,732	2.40
日本生命保険相互会社	583,538	2.06
林 和子	574,312	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
根津 正人	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
根津 正人	○	根津正人税理士事務所	当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相互が生じるおそれはないと判断しているため。また、税理士として培われた専門的な知識や経験を生かし独立的、客観的な立場から当社の経営や監督機能の強化にお助言をいただけるため選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、常勤監査役が中心となり、取締役会、経営会議には全て出席し、さらに社内各種会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。
 会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査業務が期末に偏ることのないように期中にも必要に応じて情報を提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。

内部監査室においては、国内外の関係会社を含めた日常業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査しております。監査役会と内部監査部門とは、内部監査情報について共有を図り、監査役監査の実効性を高めると共に、各々独立した監査組織として内部統制システムの確立を推進いたしております。監査役が媒介となり必要に応じて情報交換をすることで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
渡邊 雄一	税理士					○			○	○
荒井 宏之	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
渡邊 雄一	○	税理士法人睦月 代表社員 独立役員	監査業務全般に通じているため選任しております。 渡邊雄一氏は税理士法人睦月の代表社員を兼職しております。当社は税理士法人睦月との間に税務顧問契約を締結しておりますが、顧問契約料は、月額5万円と当社売上高に比べて僅少なため、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 また、社外監査役として、客観的かつ中立的に会社の機関・内部統制システムによる経営の監視機能を発揮でき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない立場にありますので、独立役員として指定するものであります。 また、東京証券取引所が独立役員届出書に記載するa1ないしe2に該当するものではありません。
荒井 宏之		荒井税理士事務所	監査業務全般に通じているため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役1名および社外監査役1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社におきましては、まだその時期でないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書の記載事例に準じて、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため個別の開示はしていません。取締役を支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額
平成24年度(平成25年3月期)取締役の報酬額の支給額(総額)は、136,000千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定については、役員関係内規により定めております。
取締役の報酬限度額は、昭和62年6月25日開催の第25期定時株主総会において月額200万円以内と決議されたことに基づき、その限度内において取締役会で決定することとしております。
また、監査役の報酬限度額は、昭和60年6月27日開催の第23期定時株主総会において月額200万円以内と決議されたことに基づき、その限度内において監査役の協議をもって定めることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役が出席する取締役会につきましては、秘書室および総務部により事前に議案概要等の説明を行うこととしております。現在、社外監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて監査役の職務補助を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と十分な協議を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社を採用しております。その上で、社外取締役1名を加えることにより、適切な意見や助言を受けて、取締役会における議論を更に活性化させ、併せて経営の監視機能を高めることとしております。
「取締役会」は、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。また、「常務会」を必要に応じて適時開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。
「監査役会」は、監査の方針と分担を定め、監査計画に基づいて連結対象会社を含めて取締役の職務執行を監査しております。

(2) 会社の機関の内容

国内外の関係会社を含めた日常業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する内部監査室を設置しております。
また、重要な関係会社については、会計監査を外部公認会計士事務所に依頼し、公正な会計処理の充実を図っております。当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要の都度、顧問弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考となるアドバイスを受ける体制を整えております。
会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査業務が期末に偏ることのないように期中にも必要に応じて情報を提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。
業務を執行した公認会計士の氏名は、有限責任監査法人トーマツの松田道春氏、鎌田竜彦氏であります。
(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記録を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には、公認会計士3名を主たる構成員とし、システム専門家3名その他の補助者3名も加えて構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しております。社外監査役を含む監査役会による監査が実施されるとともに、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送している。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.rheon.com ホームページに掲載している投資家向け情報: 決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社案内、会社説明会資料等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部長 齋藤 輝雄	
その他	機関紙「つつむ」を株主様宛に送付。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の情報提供に係る方針は、各部門において決定または発生した事実を、情報取扱責任者が、一元的に把握・管理し、内容に応じて、機関決定を必要とする事項については取締役会に上程し、承認または決議された後に情報取扱担当者より監査役会及び内部監査室に報告されチェックを受けた後に開示または、ホームページに掲載いたしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは業務の適正を確保するために、以下のとおり体制の整備を行うことを基本方針としております。

(1) 業務運営の基本方針

味を創作する文化は、世界の各地でそれぞれの民族が歴史とともに食文化を育み、国々の伝統として大切に受け継がれてきました。当社の「最新の食品生産技術」の開発は、この様な人類の英知が生み出した食文化を守り、現代に生きる科学技術をもって、より安全に、そして美味しさの追求に取り組む事で、発展継承する使命を持つと考えております。

当社は、以下の経営理念に基づき、従来より業務運営を行っていますが、更に会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

これらを実現するために、独創的で創造性豊かな当社独自の技術をもって誠意・迅速な行動を行い、安心出来る商品を顧客に提供し、信頼のおける顧客サービスを行って、会社の発展と適正な利益を確保することにより、繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。

〔経営理念〕

「存在理由のある企業たらん」という創業よりの経営理念に基づき、食品の安全・安心を提供できる技術開発をレオロジー（流動工学）の応用工学にもとづき行い、高品質・簡便性・低価格の食品加工機械の商品化により全世界の食品業界へ提供するとともに、食文化の継承と発展に寄与いたします。

〔行動指針〕

- ・ 私達は、顧客第一を常に考え、礼儀正しく、情熱を持って行動する。
- ・ 私達は、法令、社内規則規程を遵守し、公私の別をわきまえて行動する。
- ・ 私達は、健康で豊かな社会作りの為、環境の保全、調和に努め、事故防止を優先する。
- ・ 私達は、人権を尊重し、明るい企業風土を醸成する。
- ・ 私達は、自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事に誇りを持って行動する。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、稟議規程、情報処理機器の管理運営規程等により、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存管理します。

今後は文書及び図面、電磁的記録の保存期間及び公示送達の手順書等マニュアル、情報セキュリティシステムを充実して管理体制を構築してまいります。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程および危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定するなど、同規程でのリスク管理体制の整備に努めております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程の職務分掌に基づき、それぞれの責任者及び権限図表での責任、組織規程運用細則による執行手続等を定めており、効率的に職務の執行を行っております。

取締役会開催は毎月、取締役連絡会議を月2回開催し、関連する職務の調整及び共通認識のもとに職務の効率を確保いたします。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適宜報告し、また監査役および内部監査室は、これを定期的に監査いたします。

(5) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の全役員及び従業員が法令並びに定款遵守については、あらゆる機会を捉えて教育実施するとともに、職別教育研修会カリキュラムに取り入れております。

また、常に法令遵守についての問題点の把握を行い、重要な意思決定については、事前にその法令及び定款への適合性を調査検討する体制を確保いたします。

社内通報制度を設け、役員及び従業員の法令違反行為があった場合、人事部長、総務部長、常勤監査役または顧問弁護士等に通報・相談出来るシステムを構築いたしております。なお会社は、通報内容の守秘義務を持ち、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な管理体制を持って、半期毎に経営会議を実施し、業務の適正を確保いたします。

また、子会社に対しては、定期的に営業の報告を求め、内容を調査して、業務の適正を確保いたします。

(7) 監査役を補助する従業員について

現在、監査役を補助する従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い実施いたします。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役の指揮命令のもとで業務を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価を行うに際しては、監査役と協議を行います。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議、役員連絡会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制といたしております。

また、業務または業績に重大な影響を与える情報は、担当取締役または責任者より代表取締役社長に報告されると同時に、監査役へ報告することといたしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行い、内部監査規程により、内部監査室長は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保いたしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を遮断することを基本方針としております。

また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備いたしております。整備状況は、次のとおりです。

(1) 対応統括部署を総務部に設置し、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制や対応マニュアルを整備しております。また、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に係る重大な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況は、警察が主催する連絡会等に加入するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況は、対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに一元的に管理し、かかる情報を社内への喚起等に活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況は、対応統括部署において作成し、業務運営の中で周知・徹底しております。また、「経営危機管理規程」を作成し、各部署の対応方法、報告体制を構築しております。

(5) 研修活動の実施状況は、社内において反社会的勢力に関する情報を共有し、また、社内及び当社グループ会社において社内研修等を通じて周知に努めるなど、反社会的势力的による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

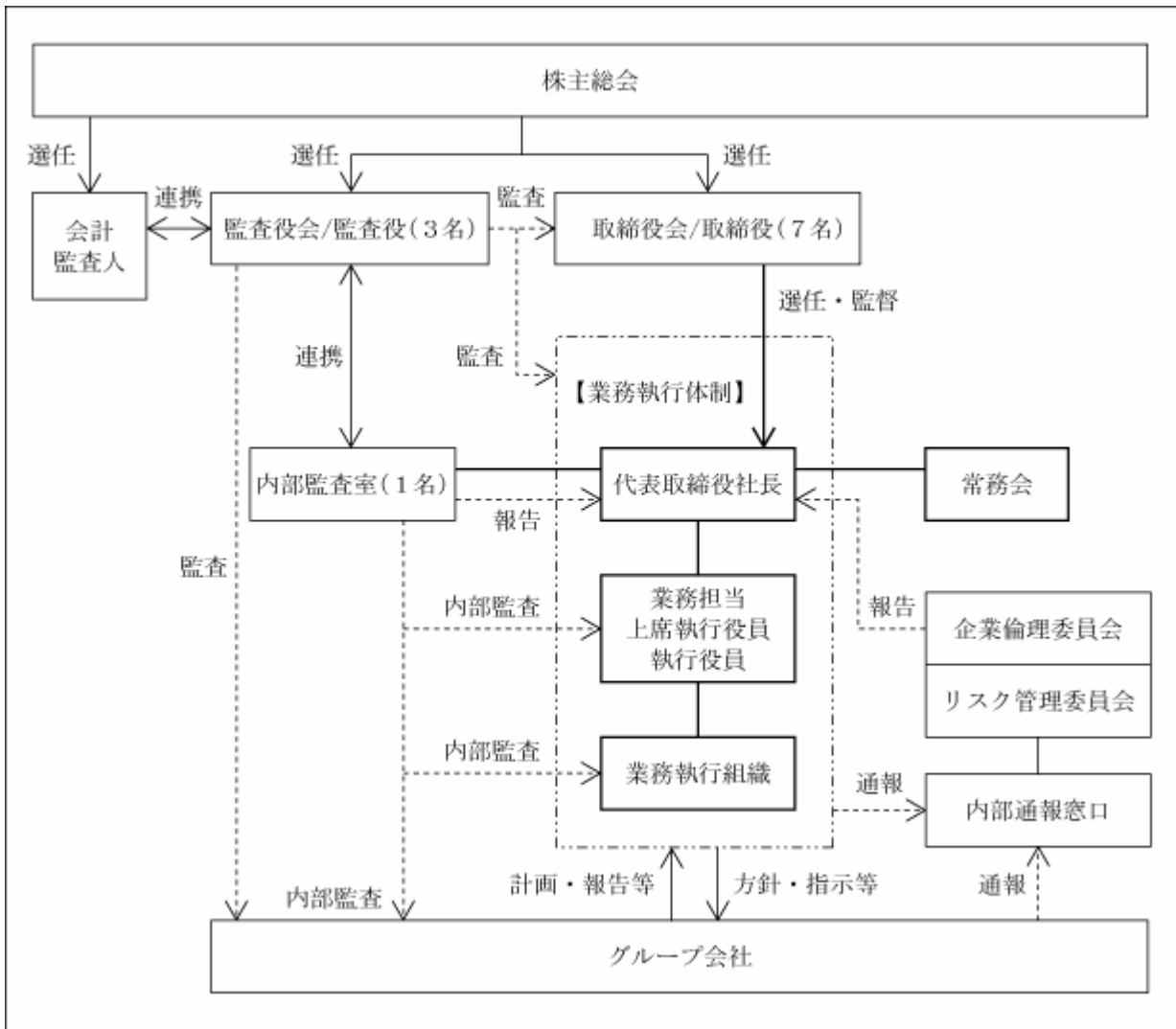
情報開示体制

当社は、各部門において決定または発生した事実を、情報取扱責任者が、一元的に把握・管理し、適時適切に管理するための社内体制を整えております。

報告された重要事項のうち、機関決定を必要とする事項については、情報取扱責任者により重要事項決定機関である取締役会に上程されます。取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示が求められているもの、当社が適時開示をすべきと判断したものは、情報取扱責任者により監査役会および内部監査室に報告されチェックを受けた後に開示されます。

なお、当社はこの開示課程で常に情報取扱責任者を經由し管理することで、重要事項の開示前の社内への漏えいを防ぐ体制を整えております。

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

